

自動車の登録手続

★ 自動車税のトラブルを防ぐために ★

自動車の台数が増えるにつれて、自動車税をめぐるトラブルも増加しています。トラブルを起こさないために次のことに注意し、早めに運輸支局で手続してください。

1 新しく自動車をお持ちになる方（移転登録）

自動車を友人などから譲り受けた時は、必ず所有権移転の登録をしましょう。これを怠ると、いつまでも前の所有者に自動車税がかかり迷惑をかけることになります。

2 自動車を手放す方（移転登録又は抹消登録）

自動車を譲り渡したり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず移転又は抹消の登録をしましょう。

自動車税は毎年4月1日（賦課期日）現在の、運輸支局に登録されている内容に基づいて課税されます。したがって、自動車を他人に譲ったり解体したりして実際に自分が持っていない自動車であっても、登録がそのままになっていると、いつまでも、自分に自動車税がかかることになります。

3 壊れている自動車をお持ちの方（抹消登録）

壊れて動かなくなっている自動車や車検が切れて今後使用しない自動車は、1日も早く抹消の登録をしましょう。

これを怠ると、いつまでも自動車税がかかります。抹消登録をすれば翌月分からの自動車税が還付（又は減額）されます。

4 引っ越しをされた方（変更登録）

住民票を移しただけでは自動車検査証の住所は変わりません。そのまま放っておくと、前の住所に自動車税の納税通知書が送付されトラブルの原因になりますので、自動車の登録も新しい住所に変更しましょう。

なお、県外から岡山県内の住所に変更した場合は、県外ナンバーから岡山県内ナンバーへの変更が伴います。

★ お問い合わせ先 ★

- 自動車の登録に伴う自動車税関係業務について [備前県民局税務部分室（自動車審査班）]
TEL (086) 286-8770 〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8
 - 自動車の登録について [中国運輸局岡山運輸支局]
TEL (050) 5540-2072（ヘルプデスク案内サービス）
〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
 - 軽自動車の届出について [軽自動車検査協会岡山事務所]
TEL (050) 3816-3084（コールセンター経由） 〒701-0144 岡山市北区久米177-3
- なお、軽自動車税については、お住まいの市町村へお尋ねください。